



10月度「連合奈良の日」街宣活動

日時:2020年10月5日(月)7:00～
場所:JR大和小泉駅

あなたの最低賃金、知っていますか？

奈良県の地域別最低賃金は838円(時給)

最低賃金は、働いて受けとる賃金の最低額を法的に保障する制度です。この最低賃金の金額以下で労働者を働かせた場合、使用者は罰則の対象となります。

最低賃金額は時間額で示されます。最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間に対応する賃金です。具体的には、実際に支払われる賃金から、以下の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。



- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
- (2) 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金、深夜割増賃金(22時～5時)等)
- (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金
- (5) 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

毎月支払われる賃金から上記の5つのものを差し引いた後の金額を時間額に換算し、それが最低賃金額より低い場合は違反となります。仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めたとしても、法律により無効とされ、最低賃金額が支払われることとなります。また、最低賃金額を理由に労働者の賃金を引き下げることは許されません。

なお、最低賃金には都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の事業もしくは職業ごとに設定される「特定(産業別)最低賃金」の2種類があります。派遣労働者の場合は、派遣先の職場に適用される地域別最低賃金あるいは特定(産業別)最低賃金の適用を受けることとなります。

